

雲仙市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月
雲仙市教育委員会

雲仙市教育方針



雲仙市教育委員会は、広く市民の理解、協力、参画のもとに、「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」を推進する。

このため、人間尊重の精神を基調として、生涯を通じて学び、郷土を愛し、郷土の自然・歴史・文化に誇りを持ち、国際社会に貢献できる調和のとれた個性豊かな人間の育成を図る。

特に、教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

雲仙市教育努力目標

- ふれあい、学びあい、認めあう生涯学習の推進
- 豊かな心と自ら学ぶ力をはぐくむ学校教育の実現
- 明るい社会をつくる人権・同和教育の推進
- 夢と希望をもち、たくましさ・やさしさを身につけた青少年の育成
- 郷土の豊かさをはぐくむ芸術・文化の振興
- 健康で明るく、たくましい心とからだをはぐくむ生涯スポーツの振興
- 国際性豊かな人づくりの推進

雲仙市教育のキーワード

やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】

< 目 次 >

1 計画の趣旨・現状	1
2 目 標	2
3 計画の期間	2
4 実施する業務量管理、健康確保措置の内容	3
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

I 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、文部科学省は教職員の健康を守り、教育の質を維持するために「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定した。また、令和7年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和8年度には各教育委員会において、業務量管理と健康確保措置を具体化するための実施計画の策定と公表が義務化された。

このことに基づき、市立小・中学校教職員が心身ともに健康で、情熱をもって児童生徒に向き合える環境を整えるため本計画を策定する。

(2) 本市の現状

- ① 本市では、令和2年4月に、市立小・中学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「雲仙市立小・中学校管理規則」において「1箇月について45時間」「1年について360時間」と定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、「第3期雲仙市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）」においても、達成目標として、令和12年度までに年間540時間超過勤務教職員数を0人としている。

- ② 本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から6年度の推移は以下のとおりであった。

【市立小・中学校教育職員の時間外在校等状況の推移】

		R4	R5	R6
小学校	年間360時間超	31人	36人	30人
	年間540時間超	0人	5人	2人
中学校	年間360時間超	54人	42人	34人
	年間540時間超	33人	31人	19人

- ③ 時間外在校等時間が年間360時間を超える教育職員は年々減少傾向にあるものの、年間540時間を超える教育職員が一定数いるのが現状である。学校運営に関わる業務（校務分掌・会議会合）、外部対応（保護者・PTA・地域）や生徒の指導に直接関わる業務（部活動）などの負担感が大きくなっており、業務の精選と適正化（「教師でなければできな

い業務」に専念)を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- ④ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間45時間以下
- ② 1年間時間外在校等時間360時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【令和6年(1月～12月):15.9日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。
【令和6年度: 8.4%】

(3) その他の目標

- ① 特別な事情がある場合でも、時間外在校等時間を1年間540時間、複数月80時間を超えない。
- ② 翌日の勤務までに少なくとも11時間の休息時間を確保することを努力目標とする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省は、学校と教師の業務の3分類として下記のとおり示している。

＜学校以外が担うべき業務＞

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

＜教師以外が積極的に参画すべき業務＞

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

＜教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務＞

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

本市では、学校規模や地域性等を踏まえ、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

＜学校以外が担うべき業務＞

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会（学校支援会議を含む）などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動等を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、各学校のPTA活動、地域の子ども会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

<教師以外が積極的に参画すべき業務>

○部活動（「3分類」③関係）

- ・ 令和8年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和13年度に実現する。また、令和8年度から平日・休日ともに部活動の地域展開を推進する。
※令和11年度までに平日・休日ともに地域展開した地域クラブ10団体以上設立を目標とする。

<教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務>

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用したり、不登校児童生徒対応に市児童生徒サポートセンター（訪問指導員）もしくは、フリースクール等の民間施設を活用したりしつつ教職員が連携・協働しながら、支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。また、教育委員会も学校と関係機関の連携について助言していく。
- ・ 以上の重点事項については、教育委員会もあらゆる機会を捉え、関係機関・団体等に依頼するものとする。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 学校の実態に応じて、当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、日課表等の工夫を行う。

- ③ デジタル技術の活用により、授業準備や成績処理などの校務の効率化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 校長は、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接を勧める。その際、長崎県教育庁福利厚生室発行のリーフレット「教職員のためのメンタルヘルス相談」を活用すること。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇について、例えば、月曜日・金曜日に取得して三連休を確保することや、まとまった日数連続して取得することを促進する。
- ⑤ 本計画の期間内に、学校における定時退校日を月6回以上設定するように推進し、長期休業等の期間中に6日間の一斉学校閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップ等について

(1) 教育委員会における具体的な取組

- ① 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、総合教育会議において報告した上で、ホームページ等で公表する。
- ② 児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と連携を図る。
- ③ 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ④ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職員向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を強化する。各学校においては、校長のり

ーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ⑤ 保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

(2) 留意事項

本計画は、教育職員に関するものではあるが、教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）も本計画に示している取組、数値目標等に準拠すること。

(3) 参照通知等

- ① 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（通知）（令和2年1月17日）

【https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm】

- ② 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（令和7年6月18日）

【https://www.mext.go.jp/content/20250618-mxt_syoto01-000042920_8.pdf】

- ③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）（令和7年9月26日）

【https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html】

- ④ 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」※令和7年9月25日改正

【https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_04.pdf】

- ⑤ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A（令和7年11月時点）

【https://www.mext.go.jp/content/20251202-mxt_kyoikujinzai01-000044682_1.pdf】